年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、訂正処理が行われる前の標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年2月から同年5月までの期間は15万円、同年6月から同年8月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月20日から5年9月30日まで

A社での採用にあたり、事業主とは給与月額が30万円との契約を口頭で 交わした。自分は外回りの営業を行っていた。勤務期間中の勤務内容、勤 務条件に変更は無く、給料額の変更も無かった。

勤務期間中に給与の未払いは無かったが、会社の経営状況は勤務当初から良くはなく、自分が退職した後に倒産したと記憶している。

社会保険事務所の職員から話を聞くまで、自分の標準報酬月額が遡及訂 正されていることは知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成5年9月30日となっていることが確認できるが、申立人の同年2月から同年5月までの期間の標準報酬月額(15万円)及び同年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額(30万円)が、申立事業所が適用事業所ではなくなった日(平成5年9月30日)の約1年半後の7年2月24日付けで、5年2月1日に 遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の役員であったことが確認できるものの、元従業員の証言から、専ら外回りの営業を行い、社会保険関係の事務には関与していなかったと考えられる上、標準報酬月額が引き下げられた平成7年2月には、申立人は既に当該事業所を退職し、別の事業所に勤務していたことから、この引き下げの処理は、申立人の同意無しに

行われたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額(平成5年2月から同年5月までの期間については15万円、及び同年6月から同年8月までの期間については30万円)とすることが必要と認められる。

一方、申立人は、平成4年8月から5年5月までの期間について、「標準報酬月額が15万円となっているが、事業主とは給与月額が30万円との契約を口頭で交わした。」と主張しているが、申立人は当時の厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、社会保険庁の管理するオンライン記録においても、申立人の主張する給与月額に相当する標準報酬月額が事業主により届け出られたことを確認できる処理の形跡は見当たらず、このほかに、申立てを裏付ける資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として平成4年8月から5年5月までの期間 においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川国民年金 事案 363

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

昭和 41 年4月ころ、私の職場にA市B支所の男性職員から電話があり、「20 歳から国民年金保険料を納付することになっています。」と言われたので、その後、同支所で国民年金への加入手続を行い、保険料を分割で納付した。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月ころにA市B支所で国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は 43 年 1 月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている発行日「昭和 43 年 1 月 10 日」と一致する上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B支所で分割納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の所持する国民年金手帳の表紙には、「40・41納付状況」と書かれた紙が貼られており、昭和41年度の保険料を昭和43年12月14日に過年度納付していることが確認できる一方、40年度の欄は空欄となっていることから、申立人は41年4月以降の保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から同年9月11日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成9年5月から同年9月10日までの勤務期間に係る加入記録が無いとの回答を得た。

B社(A社の親会社)の社員に「どうしても働きに来てほしい。」と頼まれて、C空港の工事の現場で賄いとして働いた。

申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成9年9月11日と確認できるが、申立人は、同日より前の期間(平成9年5月から同年9月10日まで)においても同社で勤務していたと主張しているところ、事業主は、「(当社に)書類が無いので正確なことは分かりませんが、(申立人が携わっていたとする)C空港拡張工事の工期は(平成9年)5月ころから(同年)12月ころまでで、実際に現場に入り工事に取り掛かったのは、その年のお盆明けで、それまでは下調査の段階です。お盆明けに宿舎を建て、作業員の受け入れ準備が整った時点で、申立人を賄いとして雇用したと思います。そうすると、厚生年金保険の加入時期とも合致します。本格的な工事が始まったのは、(同年)10月に入ってからと聞いており、(同年)5月から雇用することはないと思います。」と供述しており、事業主が保管していた、厚生年金保険被保険者の加入記録に係る台帳には、申立人が同年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記載が確認できる。

また、申立人が一緒に賄いの仕事に就いていたと記憶している同僚二人にはA社における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち連絡の取れた一人は、自らの勤務期間について「11 月ころから 12 月ころまで」と回答している上、このほか、申立期間における申立人の勤務実態について確認できる証言等は得られなかった。

なお、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、平成9年5月から同年7月までの国民年金保険料を同年7月28日に納付し、また同年8月の国民年金保険料を同年10月17日に納付した記録となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月21日から同年9月1日まで 昭和32年1月から、A社で正社員として勤務していた。

当時の社長と数人の同僚の名前を記憶しており、申立期間について勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の日記の記載、申立人が複数人の同僚の名前を記憶していること、及び元従業員の証言から、申立人が、昭和32年1月21日から同年8月26日までA社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に勤務していた同僚として記憶している元従業員のうち、3人については、申立人の退職日(昭和32年8月26日)後の、昭和33年になってから厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これら3人を含め、連絡の取れた元従業員の証言から入社時期を特定できた現場作業の元従業員6人については、全員が33年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっているものの、少なくとも1年以上、最長で3年半以上前からA社に勤務していたものと考えられることから、同社では、申立期間当時、現場作業の従業員については、入社から相当期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

また、上記元従業員の証言からは、現場作業の従業員のうち、申立人だけが入社後すぐに厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた事情はうかがえない上、申立人の勤務期間が約7か月であることを考え合わせれば、申立人は、厚生年金保険に加入する取扱いとなる前にA社を退職した

ものと推認される。

さらに、A社は平成16年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡していることから、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

このほか、申立人の勤務期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月6日から41年3月1日まで

A社には、知人の紹介で面接を受け正社員として勤務していた。申立期間は、A社からB社に出向している期間であり、給与はA社から支払われており、昭和41年2月28日に退職するまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社の住所、及び一緒に出向した同僚の名前について具体的に記憶していることから、申立人がA社からB社に出向し勤務していたことは推認できるものの、申立人が一緒に出向したと記憶している3人(社長及び同僚2人)のうち、連絡の取れた同僚2人からは、申立人の退職日に係る証言等を得ることはできず、このほかに申立人の実際の勤務期間を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、申立期間における申立人の給与がA社から支払われていたことを裏付ける賃金台帳等の資料は無く、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、同社は、昭和40年4月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人が一緒に出向したと記憶している3人のうち、社長には同社における厚生年金保険の加入記録は無く、同僚2人の同社における資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同日(昭和40年3月6日)である上、当該同僚からも「出向後も厚生年金保険に加入していたかについては覚えていない。」旨の回答しか得られないことから、申立人だけが、同年3月6日以降も同社において厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の出向先であるB社が適用事業所となった記録は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。